

相模原市重度障害者等福祉手当条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第16号

相模原市重度障害者等福祉手当条例を廃止する条例

相模原市重度障害者等福祉手当条例(昭和47年相模原市条例第8号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に廃止前の相模原市重度障害者等福祉手当条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定による申請を行った者に係る令和6年9月分までの旧条例第1条に規定する重度障害者等福祉手当(以下「重度障害者等福祉手当」という。)については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

3 市長は、令和6年9月分の重度障害者等福祉手当の支給を受ける者(以下「経過措置対象者」という。)に対し、旧条例の規定の例により、同年10月分から令和8年9月分までの重度障害者等福祉手当(経過措置対象者について旧条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる月分までの重度障害者等福祉手当に限る。)に相当する額の手当(以下「経過的市手当」という。)を支給する。この場合において、経過的市手当(令和7年4月分から令和8年9月分までの重度障害者等福祉手当に相当する額の手当に限る。)に係る旧条例第4条の規定の適用については、同条中「5,000円」とあるのは「2,500円」と、「3,000円」とあるのは「1,500円」とする。

(経過的市手当の支払の調整)

4 重度障害者等福祉手当又は経過的市手当(以下「重度障害者等福祉手当等」という。)を支給すべきでないにもかかわらず、重度障害者等福祉手当等の支給と

しての支払が行われ、又は行われていたときは、その支払われた重度障害者等福祉手当等は、その後に支払うべき経過的市手当の内払とみなすことができる。